

＜事前届出に必要な書類＞

※ 以下の書類を、車両の「使用本拠の位置」を管轄する警察署へ提出してください。

1 緊急通行車両

- (1) 緊急通行車両等事前届出書・・・2通
- (2) 自動車検査証の写し・・・1通
- (3) 届出車両が災害応急対策に使用されることが確認できる書面・・・1通

※ 以下のいずれかをご用意ください。

- ・ 協定書又は委託契約書等の写し
- ・ 指定行政機関等による上申書
- ・ 緊急通行車両に係る上申書

2 規制除外車両

- (1) 規制除外車両事前届出書・・・2通
- (2) 自動車検査証の写し・・・1通
- (3) 規制除外車両に該当することを確認できる書面・・・1通

※ 種別に応じ、以下の書面をご用意ください。

ア 医師・歯科医師、医療機関の使用する車両

医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関であることを確認できる書面

イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

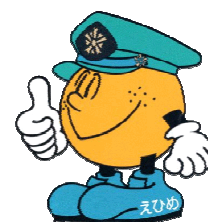
使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

ウ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置を有するものに限る。）

車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの。重機輸送用車両は、重機を積載した状況のもの。）



《標章交付申請に必要な書類》

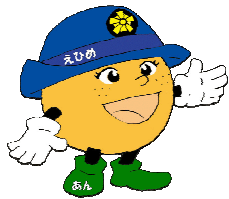
※ 災害発生時は、以下の書類を用意して**最寄りの警察署又は検問所**へお越しください。

1 緊急通行車両

- (1) 緊急通行車両確認証明申請書・・・1通
- (2) 緊急通行車両等事前届出済証

2 規制除外車両

- (1) 規制除外車両確認証明申請書・・・1通
- (2) 規制除外車両事前届出済証



《もしも災害発生時、事前届出していなかったら・・・？》

※ 災害発生時、事前届出されていない車両で通行しなければならない場合は、以下の書類を用意して、**車両の「使用本拠の位置」を管轄する警察署**へお越してください。

1 緊急通行車両

- (1) 緊急通行車両確認証明申請書・・・1通
- (2) 自動車検査証
- (3) 届出車両が災害応急対策に使用されることが確認できる書面（様式は問いません。）

※ ただし、内閣府に設置される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部のHP等で災害応急対策に使用されることが確認できる場合は、必要ありません。

2 規制除外車両

- (1) 規制除外車両確認証明申請書・・・1通
- (2) 自動車検査証
- (3) 規制除外車両に該当することを確認できる書面・・・1通

※ 種別に応じ、以下の書面をご用意ください。

ア 医師・歯科医師、医療機関の使用する車両

医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関であることを確認できる書面

イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

ウ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置を有するものに限る。）

車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）。

※ ただし、車両そのものが確認できる場合は、必要ありません。

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの。重機輸送用車両は、重機を積載した状況のもの。）

※ ただし、車両そのものが確認できる場合は、必要ありません。